

労働派遣法に基づくマージン率等の情報提供

派遣元事業主は、マージン率を公開することが義務付けられております。
マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額} - \text{派遣労働者の賃金額の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金額の平均額}} \times 100$$

(小数点第一位未満の端数が生じた場合は、四捨五入とした)

対象期間：2024年01月01日～2024年12月31日

事業所名称	ソニック株式会社				
派遣労働者の数	7人（2025年06月01日付け派遣労働者数）				
派遣先の数	2社				
労働派遣者に関する料金額	57,110円	1日平均8時間当たりの平均額 (注)直近の事業報告書の派遣料金の平均額 事業報告で報告したすべての業務についても記載する			
派遣労働者の賃金額	28,349円	1日平均8時間当たりの平均額 (注)直近の事業報告書の派遣料金の平均額 事業報告で報告したすべての業務についても記載する			
マージン率	50.4%	派遣労働者の賃金、有給休暇費用、法定福利費、会社運営費			
教育訓練に関する事項	訓練内容(注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示す				
	訓練種別	対象となる派遣労働者雇用時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
	新人教育訓練(座学・実技)	雇用時	OFF-JT	無償	有給
	スキルアップ訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
	リーダーシップ研修	派遣中	OJT	無償	有給
	倫理教育、コミュニケーション研修、非破壊検査に関する概論、各種非破壊検査資格受験訓練など				
	キャリア・コンサルタント相談窓口及び連絡先 相談窓口 山本浩太 電話番号045-953-1022				
その他参考次項	定期健康診断、インフルエンザ予防接種・誕生日の贈り物/毎年健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入（雇用条件によっては加入できない場合あり） 産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度あり				

労働者事業についての情報提供

労使協定方式採用 非破壊検査業務に従事する派遣労働者7人
(対象期間2025年04月1日～2026年03月31日)

会社名 ソニック株式会社
許可番号 派14-301335